○経済産業省告示第二百五十二号

液化石油ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十二号）第四十一条第四号イただし書の規定に基づき、液化石油ガス保安規則第四十一条第四号イただし書の規定に基づく容器を屋外に置くことが著しく困難な場合を定める件（平成九年通商産業省告示第百四十四号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十九年十一月十五日

経済産業大臣　世耕　弘成

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
一　イ　［略］ ロ　青森県のうち、十和田市（大字奥瀬、大字沢田及び大字法量に限る。） ハ　秋田県のうち、横手市、湯沢市、大仙市、鹿角市、鹿角郡、北秋田郡、北秋田市、大館市（比内町、旧田代町の区域に限る。）、山本郡藤里町、秋田市（旧河辺郡の区域に限る。）、由利本荘市（矢島町、鳥海町、旧東由利町、旧大内町の区域に限る。）、仙北郡、仙北市及び雄勝郡 ニ　山形県のうち、新庄市、尾花沢市、西村山郡西川町、北村山郡、最上郡、西置賜郡小国町、同郡飯豊町及び鶴岡市（旧朝日村の区域に限る。） ホ　新潟県のうち、長岡市（旧長岡市、旧栃尾市、旧三島郡越路町、旧北魚沼郡川口町及び旧刈羽郡小国町の区域に限る。）、柏崎市（旧刈羽郡黒姫村、旧同郡北条村及び旧同郡高柳町の区域に限る。）、小千谷市、十日町市、糸魚川市（旧糸魚川市の区域に限る。）、妙高市、上越市（旧上越市、旧東頸城郡安塚町、旧同郡浦川原村、旧同郡大島村、旧同郡牧村、旧中頸城郡吉川町、旧同郡中郷村、旧同郡板倉町、旧同郡清里村及び旧同郡三和村の区域に限る。）、胎内市（旧北蒲原郡黒川村の区域に限る。）、三条市（旧南蒲原郡下田村の区域に限る。）、東蒲原郡阿賀町、魚沼市、南魚沼郡、南魚沼市、中魚沼郡、岩船郡関川村及び村上市（旧岩船郡山北町及び旧同郡朝日村の区域に限る。） ヘ　富山県のうち、南砺市（旧東礪波郡平村、旧同郡上平村及び旧同郡利賀村の区域に限る。） ト　石川県のうち、白山市（旧石川郡河内村、旧同郡吉野谷村、旧同郡鳥越村、旧同郡尾口村及び旧同郡白峰村の区域に限る。） チ　［略］ リ　長野県のうち、飯山市、北安曇郡白馬村、同郡小谷村、下高井郡木島平村、同郡野沢温泉村、上水内郡信濃町、長野市（旧上水内郡戸隠村の区域に限る。）、下水内郡及び中野市（旧下水内郡豊田村の区域に限る。） ヌ　岐阜県のうち、大野郡、高山市（旧大野郡清見村、旧同郡荘川村の区域に限る。）及び飛騨市（旧河合村の区域に限る。） 二　［略］	一　イ　［略］ ロ　青森県のうち、上北郡十和田湖町 ハ　秋田県のうち、横手市、湯沢市、大曲町、鹿角市、鹿角郡、北秋田郡、山本郡藤里町、河辺郡、由利郡矢島町、同郡鳥海町、同郡東由利町、同郡大内町、仙北郡、平鹿郡及び雄勝郡 ニ　山形県のうち、新庄市、尾花沢市、西村山郡西川町、北村山郡、最上郡、西置賜郡小国町、同郡飯豊町及び東田川郡朝日村 ホ　新潟県のうち、長岡市、柏崎市（旧刈羽郡黒姫村及び旧同郡北条村の区域に限る。）、小千谷市、十日町市、栃尾市、糸魚川市、新井市、上越市、北蒲原郡黒川村、南蒲原郡下田村、東蒲原郡、三島郡越路町、北魚沼郡、南魚沼郡、中魚沼郡、刈羽郡高柳町、同郡小国町、東頸城郡、中頸城郡吉川町、同郡妙高ヶ原町、同郡中郷村、同郡妙高村、同郡板倉町、同郡清里村、同郡三和村、岩船郡関川村、同郡朝日村及び同郡山北町 ヘ　富山県のうち、東礪波郡平村、同郡上平村及び同郡利賀村 ト　石川県のうち、石川郡河合村、同郡吉野谷村、同郡尾口村及び同郡白峰村 チ　［略］ リ　長野県のうち、飯山市、北安曇郡白馬村、同郡小谷村、下高井郡木島平村、同郡野沢温泉村、上水内郡信濃町、同郡戸隠村及び下水内郡 ヌ　岐阜県のうち、大野郡清見村、同郡荘川村、同郡白川村及び吉城郡河合村 二　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。